

下 総 第 1 3 5 9 号
令和5年(2023年)10月4日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年5月1日付け監査報告第10号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

産業振興部産業振興課
産業振興部産業立地・就業支援課

産業振興部産業振興課について

[指摘事項]

- (1) 下関市創業支援施設における施設使用料及び電気料に係る実費弁償金の収入事務において、納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していない事例が見受けられた。下関市債権管理条例施行規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

令和5年3月から、収入の一覧及び納期限を随時システムで確認を行い、納期限を過ぎた収入については、20日以内に督促状を発送し、適正な債権管理に努めている。

- (2) 下関市商工業振興センター（以下「センター」という。）に係る指定管理業務について、以下の事項が見受けられた。基本協定書等に基づき適正に事務処理されたい。また、所管課は指定管理者を指導するとともに、チェックを強化されたい。

ア 所管課で処理するセンター使用料の減免申請書にセンターの使用許可書が添付されていたが、既に使用料が減免された状態で発行されていた。所管課によると、申請者より使用申請書と同時に減免申請書がセンターに提出されたため、センターの指定管理者が減免対象と判断し予め減免した使用許可書を発行したとのことであった。下関市商工業振興センターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第12条第1号の規定によりセンター使用料の減免は管理運営業務から除外されているため、所管課が減免処理を行っているが、減免の適否の決定前に指定管理者が減免後の使用許可書を発行していた。また、指定管理者が減免後の使用許可書を発行しているため、所管課は減免の適否の決定について市長名で申請者へ通知していなかった。

イ 毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に対し、所管課は基本協定書第34条に規定されるモニタリングチェックシートによるモニタリングを行っていなかった。

ウ 指定管理者が報告した令和3年度の収支報告書において、収入の項目に自主事業による収入を計上しておらず、また、支出の項目では自主事業の経費を指定管理業務に含めて計上していた。基本協定書第41条の規定に

より、指定管理者は指定管理業務と自主事業の収支を明確に区別する必要があった。また、所管課は自主事業の収支について確認を行っていなかった。

(改善措置状況)

ア 令和5年3月から指定管理者は許可書の発行に当たり、減免前の使用料を記載したものを発行するように変更した。また、減免の適否の決定について、市長名において申請者へ減免決定通知書を発行するように改善した。

イ 令和4年度分の事業報告書から、モニタリングチェックシートにてモニタリングを行っている。

ウ 令和4年度分から、自主事業における収支と指定管理業務の収支が明確に区別されていることがわかるように収支報告書を提出してもらうこととし、その上で自主事業の収支の確認を行っている。

産業振興部産業立地・就業支援課について

[指摘事項]

- (1) 下関市勤労福祉会館飲食店の水道料金の実費弁償金について、上下水道局が、コロナ禍による支援策として水道料金の10%の減額を実施していたが、この期間の減額は、実費弁償金には算定されていなかった。所要の措置を講じるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

(改善措置状況)

指摘後、直ちに対象期間の水道料金減額分を当該飲食店経営者に対して還付した。

今回の減額措置は、上下水道局の請求額の中で既に減額されていたものだが、当課での実費弁償金の算定に当たっては、請求額を算定基礎とせず、水道料金単価に使用水量を乗じて算定していたため、減額措置が反映されていなかったことが原因である。今後同様に公共料金の一時的な減額措置があった場合、当課所管施設の実費弁償金の算定経緯と照らし合わせ、実費弁償金の請求額に誤りがないかを複数の職員によりチェックする体制を整え、再発防止に努める。

- (2) 行政財産の使用許可（自動販売機2台）に係る使用料の算定について、自動販売機1台ごとに使用面積の端数処理を行ったことに起因する算定誤りにより、本来徴収すべき額よりも多く調定していた。所要の措置を講じるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

(改善措置状況)

指摘後、直ちに徴収し過ぎた使用料を当該自動販売機設置者に対して還

付した。また、令和5年度の使用料算定においては、自動販売機2台の使用面積の合計額に対しての端数処理を行い、正しい使用料を算定している。

今後も、同様の使用料算定の際には複数の職員によりチェックする体制を整え、再発防止に努める。

以上